

招集期日 平成22年6月8日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 6月8日(火曜日)午前 9時34分

閉 会 6月8日(火曜日)午前10時21分

出席委員	委員長	平山五郎	副委員長	齋藤國男
	委員	吉澤かつら	委員	宮岡幸江
	委員	塩屋和雄	委員	堤利夫
	委員	小島清人	委員	駒井勲

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 企画部長 総務部長  
関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井栄治 高橋佐知子

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時34分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例3件、補正予算1件の計4件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第53号、第54号、第55号の各条例を審査し、続いて議案第67号のうち所管のものを順に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時36分 休憩

午前 9時37分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第53号 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第53号 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

企画部長 議案第53号 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

労働者の仕事と育児、介護との両立支援を図ることを目的とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正が平成22年6月30日に施行されることに伴い、育児や介護を行う職員の時間外勤務を制限し、子の看護休暇の取得要件及び取得日数を拡大するとともに、短期介護休暇を新設したいので、この案を提案するものでございます。

具体的な内容につきましては、1点目として中学校就学前の子を養育する職員または要介護者を介護する職員は、その請求により深夜勤務及び一月に24時間、1年に150時間を超える時間外勤務を制限すること、また3歳未満の子を養育する職員についてもその請求に基づき、時間外勤務をすべて制限するよう改正したいものでございます。

2点目は、中学校就学前の子の看護休暇の取得要件に予防接種や健康診断等の疾病の予防を図る場合を加えること及び子が複数いる場合に取得日数を現行の年5日を年10日に改正したいものでございます。

3点目といたしまして、負傷、疾病等で2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者や父母等を職員が介護する場合に取得することができる短期介護休暇を新設し、取得日数を年5日、ただし要介護者が複数の場合は年10日としたいものでございます。

なお、附則第2項では、改正前に取得をした子の看護休暇は改正後の子の看護休暇を取得したものとみなすことについて規定し、同じく附則第3項においては、入間市一般職の職員の給与に関する条例について本件に関連して所要の改正を行いたいものでございます。

この条例は、平成22年6月30日から施行したいものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りま

すようお願いを申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

吉澤委員 何点か質疑させていただきます。

まず初めに、資料2の(1)の深夜勤務及び時間外勤務の制限の中で、2つとも対象職員から請求があった場合に適用されるということになっているのですけれども、これのとおり職員から請求がなかった場合は適用外ということよろしいでしょうか。

参事兼職員課長 本人から請求があった場合ということで、なければならぬということでございます。

以上です。

吉澤委員 はい、わかりました。

職場の状況によって、なかなか申請しづらいというような状況もあるかと思うのですが、そういった部分での働きかけ、活用を促すとかということは、これからどのようにされるでしょうか。

参事兼職員課長 制度の趣旨を十分理解していただくように、職員にも周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

吉澤委員 これ請求というのは、例えば口頭でもよいものなのか、具体的に教えていただきたいと思えます。

参事兼職員課長 請求につきましては、文書でその期間の最初から終わりまでという期間も示して請求をしていただくということになっております。

以上です。

吉澤委員 はい、わかりました。

昨日の総括質疑で看護休暇の取得の人数を教えていただいたのですが、この間の平均の取得日数というのがわかれば教えてください。

参事兼職員課長 平成21年度、1年間ございますので、申し上げさせていただきますと、看護休暇、正規職員で男性が13人、女性が29人、合計で42人でございます。平均の取得日数が2日と4時間でございます。それから、5日取得した者がそのうちの9人という形になっております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第53号 入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

## △ 議案上程

議案第54号 入間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例

委員長 次に、議案第54号 入間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

### 提案理由の説明

企画部長 議案第54号 入間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

急速な少子化に対応するため父母がともに家庭生活における責任を担いながら、仕事と生活の調和が図れるような勤務環境を整備することを目的とする地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が平成22年6月30日に改正施行されることに伴い、育児休業等を行うことができる職員の拡大を図りたいので、この案を提案するものでございます。

具体的な内容といたしましては、職員の育児休業制度の拡大の観点から、1点目として職員の配偶者が育児休業中の場合、あるいは配偶者が専業主婦であり、子を養育できる状況にあっても職員が育児休業等を取得することが可能となるように改正したいものでございます。

2点目といたしまして、妻の出産後57日以内に父親である職員

が育児休業した場合においては、再度の育児休業が取得できるように改正したいものでございます。

3点目は、職員が事前に育児休業等計画書を提出し、最初の育児休業等から3カ月以上が経過した場合にも、再度の育児休業等が取得できるよう改正したいものでございます。

なお、附則第2項においては、改正前に申し出た育児休業計画書は改正後の規定により申し出た育児休業計画書とみなすことを規定するものでございます。

この条例は、平成22年6月30日から施行したいものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

堤委員 この休業を申請して許可されてとった場合に、その本人が行っていた事務処理については基本的にどういう形でフォローするのですか。

参事兼職員課長 お答え申し上げます。

育児休業を職員がとった場合のその後の事務でございますが、職員につきましては、専門職の場合には嘱託職員を配置してその後の事務をフォローするという形になっております。一般職の場合には、パート職員を配置して対応すると、そのような形になっ



ております。

以上でございます。

堤委員 その休暇を取得する場合に、例えば何月何日からというスタートの日がありますよね。その日からさかのぼっていつまでに申請するのですか、これは。

参事兼職員課長 目安として、1カ月前には申請していただくという形をとっております。

堤委員 1カ月前から要するに休暇を取得する、希望する日にちの何日までですか。例えば極端な言い方すると、前日でもそれはいいのかと。

参事兼職員課長 届け出を1カ月ほど前に申請をしていただくということになります。それに伴いまして、その後の配置の職員等を対処するという形をとっております。前日ですと、急な配置ができないということで、そのように職員にもお願いしている次第でございます。

宮岡幸江委員 今回何度も本会議でも聞いた方たちとか、それから説明会、勉強会でお話を聞いた中で、これがなかなか男性がとれない理由の一つに無給であるということありますよね。全国的にどこでもこれは、そういうことは言われているのかなと思うのですけれども、入間市の場合、例えばここで男女共同参画推進条例ができたし、それからセンターがあって、都市宣言してという、売りというか、入間市としては男女共同参画を推進しているまちですよということを結構企画課としても出しているのかなと思うのです

が、そうしたようなまちづくりの中で、例えば同じ時期に夫婦ともに育児休業ができるようになるようにというコンセプトあるわけだけども、とれないという中では、100分の幾つでも例えばこれを出すというような入間市としてお考えは今までなかったのでしょうか、これが出たときに。そういうふうな議論というか、お話は全然出なかったのですか。

企画部長 ただいまのご質疑、給与にかわる分で何か手当等が出せないかと、検討したかということでございますが、現実のお話として、昨日の総括でもお答え申し上げましたように、無給なわけです。これは、子供さんが3歳になるまでは無給なのですが、職員は共済組合に入っております。その共済組合で子供さんが1年、1歳になるまでの間は共済組合として、これは給与ではないのですが、共済組合から手当が出るようになっております。それは、本人の給与の日額の50パーセント掛ける1.25分ということで、平たく申し上げますと、大体日額の6割程度は出るのかなと、こんな決まりがございます。ですから、1年間は多少なり給与にかわるものは出るわけなのです。

ご質疑の部分について入間市独自で考えられないかというところでございますが、やはりこの分については市の私ども担当としてもそこまでは考えが、話題には出ましたけれども、手当を出すかどうかという具体的なところまでは議論は進みませんでした。というのは、やはり財源的な問題もございますし、当面1年間でございますが、共済組合からも負担が出るということで、そこま

で議論のほうは内部的には終了しております。

以上です。

宮岡幸江委員 これは、公務員の給与法のほうの関係かしら、例えば結核になったりとか、心身の故障になったりとかということで病気になったときには出ますよね、100分の幾つか。80ぐらい。ということ、国では病気の人にはしょうがないというか、出しているふうには私には思えるのですけれども、そんな中で例えば今子育てについては結構いろいろ取りざたというか、国も言っているし、それから地方も、入間市も取り組んでいると思うのですけれども、そんな中で今共済組合からは出たとしても、この間のお話からはやっぱり無給であることがとりにくい部分というふうな部長のほうの答弁にもあったと思うのですけれども、あと何かとりやすいものを、考えをこれから検討していくつもりみたいなお話だったと思うのですけれども、具体的には何かそういう案みたいな、これはどうだろうかみたいな何かあるのですか。

企画部長 ただいま企画部の中で、総括質疑でもご答弁申し上げましたように、研究チームを立ち上げて、これは若手の職員で、まさに子育ての年代にかかわるような職員も数名選抜しまして、研究を頼んでいるところなのですが、できるだけこの育児休業をとりやすくしたらどうかということで、内々の話で進めている部分で、これはまだまだ検討の段階なのですが、例えば3歳になるまで丸々とらなくても、とりやすいような例えば3カ月でも4カ月でもとりあえずお父さん休暇をとって見たらどうだというようなしむ

け、仕掛け方も必要なのかなと。そうすると、仮に無給であっても何とかしのげる可能性はあるのかなというところで議論の中には、まだ下話ですが、提案的な話では出ております。

以上です。

宮岡幸江委員 男女共同参画推進条例のほうの決まったわけで、市の責務と、それから事業者の責務ありますよね。市の責務も当然あれなのだけれども、事業者としても一応こういう条例に沿った動きをしなければいけないのかなと私は思うのですけれども、そのあたりのことは条例をつくっておいていかが考えているのか、そこら辺をお聞きしたいのですけれども。

企画部長 まさにその事業者としてある意味リーダーシップをとっていくポジションにあるのかなと思いますけれども、入間市の中で一つの事業体として。そういったことから、できるだけモデル的にも実績がとれるような方法、どうしたらいいのかなというところで、先ほども申し上げましたように、丸々3年というのは、これはいろんな部分で、将来的にはあるかもしれませんが、口火を切るのには、もしかしたらもっと短い期間でとり始められるようなシステムづくりというのも我々管理職の仕事、責任なのかなと、こんなふうに思っております。

以上です。

吉澤委員 先ほど育休をとった職員のフォローとしての人事配置ということで、専門職が嘱託職員。嘱託職員は、多分正規の職員に近い勤務体制なのかなと思うのですけれども、一般職の場合はパート職

ということで、これは具体的に例えばパートさんだと隔日勤務だったりとか、短時間勤務だったりとかあると思いますし、複数入れているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

参事兼職員課長 5時間のパート職員という形になっております。

以上です。

吉澤委員 はい、わかりました。

きのうの総括質疑の答弁でもありましたけれども、男性職員が育休とりづらい要因の一つに無給の問題と、それから職場の雰囲気とかムードづくりというのもありましたけれども、安心して次の自分の仕事を任せられるとか、あるいは他の正規職員に負担がいかないようにという、そういう心配もあると思うのです。そういう中では、その一般職の方のフォローとしてはなるべくフルタイム、パート職の方が複数になるかもしれませんけれども、フルタイムでフォローしてくれるような体制というのも今後検討していかなければならないのかなと。本来は、正規職員の後は正規職員が来ていただければ一番安心なのでしょうけれども、なかなかそれが難しいとなれば、いろんな形での勤務フォローしてもらえたらと思うのですが、その点はいかがでしょう。

参事兼職員課長 ただいまのご質疑ですが、先ほど部長からも答弁ありましたように、プロジェクトの中で周知と、それから意識改革とともに、制度的なものも現行で十分なのかどうか、改善の余地があればそのプロジェクトの中で当面研究をしていくという形で、研究の状況を待つ今後の対応を考えていきたいと、このように考

えております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第54号 入間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時57分 休憩

午前 9時58分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第55号 入間市税条例の一部を改正する条例

委員長 議案第55号 入間市税条例の一部を改正する条例を議題といた

します。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

総務部長 それでは、議案第55号 入間市税条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部が改正されたことに伴い、入間市税条例の一部を改正いたしたく、提案するものでございます。

主な改正点を申し上げます。個人市民税関係が3点、市たばこ税関係が1点、固定資産税関係が1点でございます。

まず、個人市民税関係の1点目でございますが、寄附金税額控除の対象を拡大するものでございます。現行の地方公共団体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税と言われているものでございますが、その寄附金と日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県共同募金会に対する寄附金に加えまして、所得税における寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する法人及び市民の福祉の増進に寄与するものと認められるものを追加するものでございます。

2点目でございます。給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出につきましては、市町村が扶養親族に関する情報を把握できるように規定するものでございます。現在は、個人市民税の扶養控除の適用に必要な情報でございますが、所得税と一体的に収集しておりますが、所得税の年少扶養控除の廃止に伴

い、所得税法上では年少扶養親族の情報を収集しないことになりました。そのため個人住民税の非課税判断に必要となる年少扶養親族に関する情報が収集できないことから、新たに規定をするものでございます。

3点目は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の特例についての規定をするものでございます。株式市場の活性化を図るため平成16年度から導入された上場株式等の譲渡益、配当に対する軽減税率、今軽減税率は10パーセントでございますが、これが平成23年に廃止され、本則税率の20パーセントになることに伴い、個人の株式市場の参加を促す観点から、非課税口座内の少額上場株式に係る譲渡所得、配当所得を非課税にするものでございます。

次に、たばこ税関係についてご説明申し上げます。市たばこ税を平成22年10月1日に税率を引き上げるものでございまして、新たな税率は、旧3級品以外の製造たばこについては1,000本につき1,320円を引き上げて4,618円、旧3級品につきましては1,000本につき626円を引き上げて2,190円とするものでございます。

最後に、固定資産税関係についての改正を申し上げます。固定資産税課税台帳の閲覧手数料に関して土地、家屋の価格等の縦覧期間中は手数料を徴収しないこととしている根拠が不明確な部分がありますので、今回規定の整備を図るものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。



委員長　これより質疑に入ります。

吉澤委員　何点か質疑させていただきます。

まず、給与所得者、それから公的年金者等受給者の扶養親族申告書の提出ですけれども、これは扶養控除の廃止に伴うものということで、扶養控除の廃止あるいは特別扶養控除の縮小にかかわってちょっと質疑させていただきたいと思います。昨日の総括質疑で年収300万円と500万円の場合で、こちらの場合は子ども手当のほうが上回るので、負担増とはならないというお話でしたけれども、年収700万円の場合で専業主婦とお子さん1人という場合、負担増になると思いますし、そのほか保育料、例えば所得税額によって保育料決まっていますし、所得税が非課税な場合は住民税額で保育料を決定すると思うのですが、こうした部分でほかの施策等含めると、やはり増税になる、あるいは負担増になるという部分があると思うのですけれども、この点の認識についてお聞きいたします。

市民税課長　何点かのご質疑でございます。まず、最初の700万円の所得の場合の計算例でございますが、申しわけございません。700万円については、こちらのほうでは特に計算できませんでした。というのは、児童手当の関係の計算が六百何万円かで変更されているわけなのです。そういった関係でちょっと700万円については複雑であったために、500万円までの試算しかしておりませんでした。申しわけございません。

続きまして、今回の扶養控除の廃止に伴う保育料等々の影響と

ということでございますが、まず国のほうの今回の税制改正におきまして所得税、そして市県民税の扶養控除が廃止になるということで保育料、また公営住宅、いろんな国民健康保険等々の影響が出るということで、影響が出る箇所の抽出は国のほうでしております。そして、実際所得税が適用されるのが平成23年、市県民税については平成24年度からということになっておりますので、その間に検討するということがプロジェクトチームが立ち上がっているということで確認をしております。具体的な内容等々、また経過措置は検討中ということで聞いております。

以上です。

吉澤委員 私の持っている資料だと、年収700万円で妻が専業主婦で子供が3歳未満の場合は約2万円ぐらい年間で負担増になるというふうに認識しているのですけれども、その点はわかりました。

これ国の施策もそうなのですから、自治体独自の制度にもかかわってくると思いますので、ここは当然自治体独自で検討も必要ではないかなというふうに思うのですが、その辺は市で何か検討されているでしょうか。

市民税課長 今回の扶養控除の廃止に伴う所得税額、市県民税額等の影響に関しまして、市の企画課を中心といたしまして、影響を及ぼす事業の把握、これはされているようでございます。ただ、具体的に先ほど申し上げました国のプロジェクトチーム等々と、また施策の中での影響ということになろうかと思うのですが、申しわけございません。市民税課のほうでは、ちょっとそこまで具体的に

影響がどうかというところまでは把握しておりません。ただ、影響がどういう事業に及ぼすかということについては掌握をしているということでございます。

以上です。

吉澤委員 それから次に、非課税口座制度についてなのですが、これは少額ですけれども、上場株式の配当、譲渡益にかかわる非課税口座制度の特例ということで今回新たにできたもので、今までの貯蓄から投資へという流れに変わりがないという点と、それから一般の預貯金での優遇口座がない中で株式においての配当、譲渡益にはこうした非課税制度が設けられるということで多少の不平等感もあるのではないかと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

市民税課長 平成23年から始まる株式の譲渡所得等の本則課税20パーセントの適用と、これについては金融課税の一体化というのですか、そちらのほうの中で論議され、平成23年から本則課税の適用になると。ただ、現時点において10パーセントの軽減税率の適用によって株式市場に多くの方が参加をして投資をされているということも事実であろうかと思います。これがすべて本則税率の20パーセントということになりますと、株式市場の冷え込み、また新たなこの制度によって株式市場への参入と、少額ということで年100万円、3年間で300万円ということで、参入もしやすくなるということで株式市場の活性化、ひいては日本の経済の活性化に寄与するものというふうに考えております。

以上です……申しわけございません。本則課税、私「平成23年」

と申し上げたようですが、「平成24年」の誤りです。申しわけございません。訂正します。

吉澤委員 なかなか上場株式、株投資への参入が進まないというのは、やはりそれだけのリスクがあって、一般の方々だってそれだけためらう部分もあるかと思うのです。そういう部分では、普通の一般の預貯金に対する優遇口座を設けたほうが経済に対しての効果もあるのではないかなというふうに思うのですが、次にたばこ税の関係なのですけれども、これは要するに喫煙防止ということでの今回増税ということで、この間もたびたび増税行われてきたと思うのですが、増税によつての消費抑制というのも確かに効果があると思うのですが、嗜好品の一つで、多少の限界もあるだろうというふうにも思います。今回補正予算で5,000万円新たにこのたばこ税も増額されていますし、これだけ増税ということでたばこ吸われている方には大きく影響があるのかなと、値段が引き上げられれば影響が出てくるのかなと思うのですが、やはり喫煙による健康被害への周知徹底、あるいは禁煙のための支援策にこの増税分を回すということも今後必要になってくる、検討していく課題ではないかなと思うのですが、所管がまたがるかと思えますけれども、ちょっとご見解をお聞きします。

市民税課長 おっしゃるとおり、たばこ税については税額が上がればいいというものではないということでは思っております。禁煙、分煙の推進、また喫煙率の低下ですか、ということになるかと思いますが、税を担当している課のほうでたばこを吸うのをやめまし

ようというのはなかなか言える話ではないかと思ひます。こちらのほうですべきことは、喫煙マナーの向上、またたばこを嫌いな人等々へいかに配慮ができるかということになろうかと思ひます。そういった中で市たばこ税推進協議会という団体がございまして、こちらのほうとタイアップしながら喫煙マナーの向上、また喫煙防止についてのPR、こちらのほうを進めていっているところで、今後も継続したいと思ひております。

以上です。

委員長 ほかにございせんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第55号 入間市税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありせんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第67号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち  
所管のもの

委員長 議案第67号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第1号）の  
うち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、企画部所管のものについて、企画部長より説明を求  
めます。

概要説明

企画部長 平成22年度一般会計補正予算（第1号）における企画部所管の  
内容につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。恐れ入りますが、お手元  
の補正予算説明書8ページから9ページをごらんいただきたいと  
存じます。款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入  
金につきましては、財源留保のため4,000万円を繰り戻すもので  
ございます。これは、財政調整基金繰入金の当初予算4億円の繰  
入金から4,000万円を減額し、3億6,000万円とするものでござい  
ます。この結果、財政調整基金残高は6億4,136万7,000円となる  
ものでございます。

続きまして、款22項1市債、目7土木債2,910万円の増額につ

きましては、(仮称)小谷田一丁目多目的広場用地取得事業に係る事業費3,886万円の財源確保のため、その75パーセントに当たる2,910万円を土木債として計上するものでございます。歳入につきましては以上でございます。

なお、歳出につきましては、恐れ入りますが、12ページから13ページをお願いいたします。歳出につきましては、予備費のみの補正でございます。

以上で企画部所管の一般会計補正予算(第1号)の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ企画部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で企画部所管のものについての質疑は終了しましたが、総務部所管のものについての質疑が終了するまで討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて、総務部長より説明を求めます。

## 概要説明

総務部長 それでは、議案第67号、入間市一般会計補正予算（第1号）における総務部所管のものについてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入について1点のみでございます。補正予算（第1号）説明書8ページから9ページをご参照願いたいと思います。款1市税、項4目1市たばこ税5,000万円の増額につきましては、本年10月1日で市たばこ税率が改正されることに伴うものでございます。現在小売価格1箱300円のたばこを一つの例にしますと、市たばこ税は65円96銭ですが、税率の改正によって92円36銭に、率にして40パーセント引き上げられるため増額補正をするものでございます。

以上で議案第67号、一般会計補正予算のうち総務部所管のものにつきましての概要説明にさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 再開

委員長 会議を再開いたします。



これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第67号 平成22年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午前10時21分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了しましたので、会議を閉じます。

これをもって総務常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 平 山 五 郎